

議案第15号

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等
に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷
病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の制定によって一部改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）が本年2月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが改められたことから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等
に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例（令和2年朝来市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号資料

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項の規定に基づき、市が行う国民健康保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る。)が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)に支給する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項の規定に基づき、市が行う国民健康保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る。)が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)に支給する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>